

入湯税特別徴収の手引



人と技 みどり海土里織りなす 快適なまち
～ 越前 E-town brand のさらなる躍進 ～

令和5年8月

福井県 越前町

目 次

1	はじめに	2 ページ
2	入湯税の概要	3 ページ
3	納税義務者	5 ページ
4	課税免除	5 ページ
5	税率	5 ページ
6	徴収の方法	6 ページ
7	特別徴収の手続き	6 ページ
8	求償権	6 ページ
9	更正の請求	7 ページ
10	延滞金・加算金	7 ページ
11	鉱泉浴場経営申告書の提出	8 ページ
12	帳簿記載及び保存	9 ページ
13	帳簿記載の義務違反等に関する罪	9 ページ
14	実地調査	9 ページ
15	入湯税の使途と情報公開	10 ページ
16	各種様式	
	（1） 鉱泉浴場経営申告書（開始・変更・休業・廃止）	11 ページ
	（2） 入湯税整理簿（入湯税帳簿様式）	12 ページ
	（3） 入湯税納入申告書	13 ページ
	（4） 入湯税納入書	14 ページ
17	入湯税に関するQ&A（よくある質問）	15 ページ
18	参考資料	
	越前町税条例（抜粋）	16 ページ
	地方税法（抜粋）	18 ページ
	地方税法施行令（抜粋）	25 ページ

1 はじめに

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、入湯税の徴収に格別のご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

入湯税につきましては、鉱泉浴場（温泉施設）における入湯行為に対して課税される税金で、入湯客にご負担いただく税金です。

また、徴収方法は、地方税法及び越前町税条例の規定により、鉱泉浴場の経営者の皆様が入湯客から徴収し、毎月申告・納入していただく「特別徴収の方法」によることとされています。

つきましては、この手引をご覧ください、入湯税の徴収方法や申告納入の手続きについてご理解いただくとともに、入湯税の適正な課税及び徴収にご協力くださいますようお願いいたします。

参 考

特別徴収義務者とは・・・

法律又は条例に基づいて指定された者で、町に代わって納税義務者から入湯税を徴収し、徴収した税金を納入期限内に町に納入する義務を有する者を「特別徴収義務者」と呼びます。

越前町税条例第 145 条の規定に基づき、入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者が行うこととなっています。

2 入湯税の概要

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な設備の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てるための目的税（町税）です。

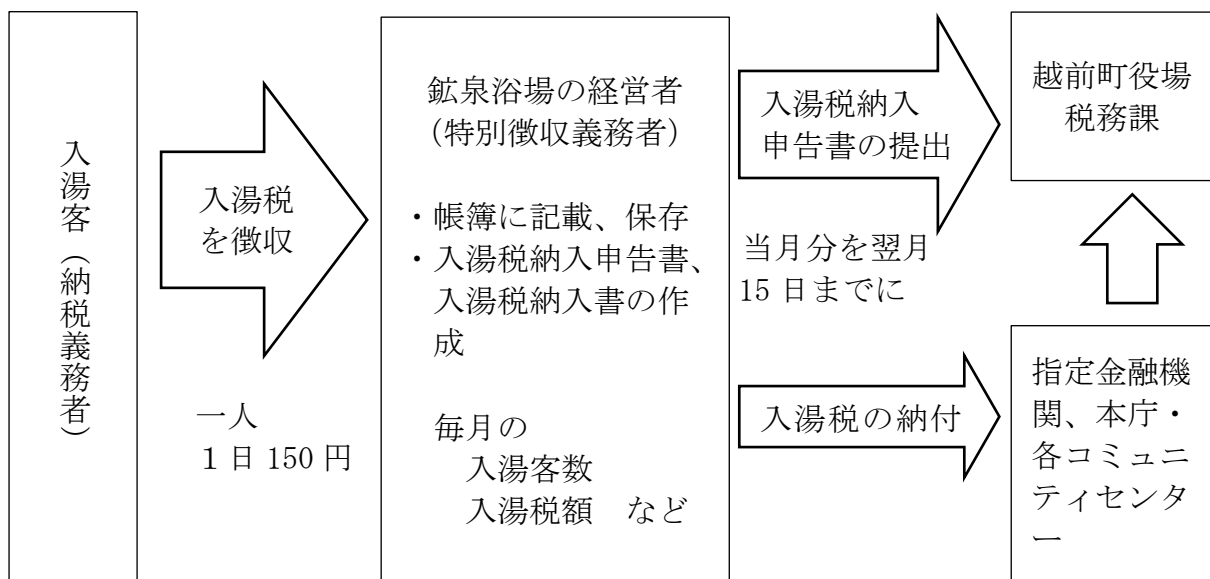
（1）越前町の制度の概要

項 目	内 容
納 税 義 務 者 (町税条例第 141 条)	鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客
課税免除される人 (町税条例第 142 条)	(1) 年齢 12 歳未満の者 (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
税 率 (町税条例第 143 条)	入湯客 1 人 1 日につき 150 円
徴 収 の 方 法 (町税条例第 144 条)	特別徴収（地方公共団体以外の者が、地方公共団体に代わって地方税を徴収する）の方法によります。
特別徴収義務者 (町税条例第 145 条)	鉱泉浴場（温泉施設）の経営者
特別徴収の方法 (町税条例第 145 条)	特別徴収義務者（鉱泉浴場経営者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月 15 日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した「入湯税納入申告書」を本町に提出するとともに、納入金（入湯客から徴収した入湯税）を納入してください。
特別徴収義務者の経営申告 (町税条例第 149 条)	新たに鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する前日までに、必要な事項を記載した「鉱泉浴場経営申告書」を本町に提出してください。 また、提出した申告書の内容に異動があったときも、直ちにその旨を記載した「鉱泉浴場経営申告書」を本町に提出してください。
帳簿記載義務等 (町税条例第 150 条)	特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額、その他必要な事項を記載した帳簿を作成し、その帳簿は、記載の日から 1 年間保存することが越前町税条例で義務付けられていますが、可能な限り 5 年間保存してください。

(2) 用語の説明

用語	説明
鉱泉浴場	<p>原則として温泉法に規定する温泉を利用する浴場を言います。ただし、同法の温泉に類するもので、鉱泉と認められるものを利用する浴場等社会通念上鉱泉浴場として認識されるものも含まれます。</p> <p>また、温泉地から温泉をトラック輸送した場合であっても、温泉法に規定される温泉を利用する浴場については、その入湯客に対して入湯税を課税することになります。</p>
温泉	<p>地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、温泉法第2条別表に定められた温度（摂氏25度以上）又は物質（総硫黄など）のうちいずれかを有するものを言います。</p>
共同浴場	<p>業として経営される浴場ではないもので、寮や社宅、療養所などに設置され、入居者が日常的に利用するものを言います。</p>
一般公衆浴場	<p>地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設で、物価統制令の規定に基づき、都道府県が入湯料金を定めている「銭湯」の他、老人福祉センター等の浴場を言います。</p>

(3) 入湯税納入の流れ



3 納税義務者（町税条例第 141 条）

入湯税の納税義務者は、町内の鉱泉浴場（温泉施設）を利用された方です。
また、温泉を外から運んでくる、いわゆる「運び湯」による鉱泉浴場施設を利用した方も入湯税の課税対象となります。

4 課税免除（町税条例第 142 条）

次のいずれかに該当する方については、入湯税の課税が免除されます。

（1）年齢 12 歳未満の者

小学生以下の年齢に相当する場合は、課税が免除されます。（外国人の入湯客も同様です。）

（2）共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

5 税率（町税条例第 143 条）

1 人 1 日につき 150 円

同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数を問わず、1 日につき入湯税が課税されますが、複数の鉱泉浴場において入湯する場合には、それぞれの鉱泉浴場ごとに課税されます。

※ 入湯無料券や回数券等での入湯について

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税するものとされていることから、入湯無料券や回数券等の使用であっても、その入湯日数に応じた入湯税を納入していただく必要があります。

回数券等の金額に入湯税が含まれている場合は、回数券等を販売した日において回数券に含まれた入湯税全てを申告及び納入をするのではなく、回数券等を使用した日において入湯税の申告及び納入をしていただく必要があります。

また、鉱泉浴場が記念等として顧客に贈答した入浴無料券は、入湯料金が無料になっても、入湯税は課税免除とはならないことに注意してください。

※ 宿泊客から病気等により入湯できない申出があった場合の取扱い

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対して課税されるものですので、特殊な事情等により入湯できない場合には入湯税を徴収することはできません。

したがって、入湯税をあらかじめ預かっているときには、ご返金いただく必要が生じます。

この場合、入湯税納入申告書の「課税標準（人）」には加えないようにお願いします。

入湯しているかどうかの判断については、宿泊客が入湯されないということは一般的に考え難く、また、個々の利用客が入湯されたかどうかを個別に把握することは現実的には困難と考えられます。

このことから、実務的には、入湯していないという申出がない限りは、入湯したものと推定して入湯税を徴収することとさせていただきます。

6 徴収の方法（町税条例第 144 条）

入湯税の徴収は、鉱泉浴場の経営者が「特別徴収義務者」となり、「特別徴収の方法」により行います。

特別徴収義務者は、入湯客が施設の宿泊代金等、利用料金を支払う際に利用料金と合わせて入湯税を徴収してください。

7 特別徴収の手続き（町税条例第 145 条）

(1) 入湯税納入申告書の提出

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者の方）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月 15 日（土・日曜日、祝日の場合は翌営業日）までに前月分の課税標準(人)、税額その他必要な事項を記載した「入湯税納入申告書」を提出してください。

なお、利用者がなかった場合においても、課税標準(人)及び税額の欄に 0 と記入して必ず提出してください。

「入湯税納入申告書」が郵便又は信書便により提出されたときは、郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日に提出があったものとみなします。

提出期限後に「入湯税納入申告書」の提出があった場合には、不申告加算金が課される場合がありますので、必ず期限内の申告をお願いします。

(2) 入湯税の納入書による納入

納入金については、毎月 15 日（土・日曜日、祝日の場合は、翌営業日）までに「入湯税納入申告書」に記載した前月分の徴収税額を、次に記載する役場窓口又は越前町指定金融機関等を通じて入湯税納入書（2 枚複写）により納入してください。

【入湯税の納付・納入場所】

役 場 窓 口	越前町役場会計課 宮崎・越前・織田コミュニティセンター 時間：午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分 (休庁日：土・日曜日、祝日、年末年始)
越前町指定 金融機関等	(株)北陸銀行、(株)福井銀行、(株)福邦銀行、 福井信用金庫、北陸労働金庫、福井県農業協同組合、 東日本信用漁業協同組合連合会 ※お取り扱い時間については、各金融機関等にお問い合わせ ください。

※ 入湯税の納付・納入については、越前町指定金融機関等以外の金融機関及びコンビニエンスストア、キャッシュレス納付でのお取り扱いはしていません。

また、上記納付・納入場所以外の金融機関で納入された場合の手数料については、町では負担出来ませんので予めご了承ください。

8 求償権（地方税法第 701 条の 4 第 3 項）

入湯税の納税義務者が特別徴収義務者に入湯税額を支払わなかった場合や納税義務

者から入湯税額を徴収することを忘れてしまった場合におきましては、特別徴収義務者は、その納税義務者に対して求償権を有します。

したがって、入湯税について申告・納入していただく際には、徴収できなかった入湯税額等を、徴収すべきであった日（鉱泉浴場の利用日）の入湯客数や納入金の額等を含めて申告・納入してください。

9 更正の請求（地方税法第 701 条の 9）

「入湯税納入申告書」に記載した課税標準(人)又は税額の計算が、法令の規定に従っていなかったこと又は計算に誤りがあったことにより、税額が過大である場合は、納期限から5年以内に限り更正の請求をすることができます。

入湯税における納期限は、越前町税条例第 145 条第 3 項で規定する入湯税を徴収すべき日の属する月の翌月の 15 日となります。

10 延滞金・加算金（地方税法第 701 条の 10～13）

(1) 延滞金（地方税法第 701 条の 10、第 701 条の 11）

納期限内に納入されない場合は、延滞金が課されます。

- ① 納期限の翌日から1月を経過する日まで
各年の延滞金特例基準割合（※1）に1%を加算した割合か、年7.3%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額
- ② ①の翌日以降に納入する場合
延滞金特例基準割合（※1）に7.3%を加算した割合か、年14.6%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額

※1 延滞金特例基準割合：銀行の短期貸付約定平均金利を基に財務大臣が告示する割合

(2) 加算金（地方税法第 701 条の 12、第 701 条の 13）

過少な申告をされた場合には過少申告加算金が、期限までに申告をされなかった場合には不申告加算金が、それぞれ次表のとおり課されます。

区 分	加算金が課される場合	加算金の割合(1,000円未満切捨)
過少申告 加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (地方税法第 701 条の 12 第 1 項)	不足税額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分については、5%を加算)
不申告 加算金	期限後に申告があった場合又は期限までに申告がないため、決定があった場合 (地方税法第 701 条の 12 第 2 項第 1 号)	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50万円を超える部分については、5%を加算(地方税法第 701 条の 12 第 3 項))

不申告 加算金	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (地方税法第 701 条の 12 第 2 項第 2 号)	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50 万円を超える部分については、5 %を加算 (地方税法第 701 条の 12 第 3 項))
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (地方税法第 701 条の 12 第 2 項第 3 号)	
	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないとき (地方税法第 701 条の 12 第 5 項)	納入すべき税額×5%
重加算金	二重帳簿等によって故意に税額を免れようとした場合で、期限内に申告をしているとき (地方税法第 701 条の 13 第 1 項)	不足税額×35%
	不申告や納期限後に申告があった場合で、二重帳簿等によって故意に税額を免れようとしたとき (地方税法第 701 条の 13 第 2 項)	納入すべき税額×40%
加算金の加重措置	申告書の期限後提出又は更正決定があった日の前日から 5 年以内に、不申告加算金又は重加算金を徴収されたことがある場合 (地方税法第 701 条の 12 第 4 項) (地方税法第 701 条の 13 第 3 項)	上記加算金の割合+10% (期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないときを除く)

11 鉱泉浴場経営申告書の提出 (町税条例第 149 条)

鉱泉浴場を経営しようとするときや、経営申告事項の内容に異動があった場合は、鉱泉浴場の施設の内容や利用料金などについて、必要な事項を記入した「鉱泉浴場経営申告書」を提出してください。

なお、入湯税を徴収していただく必要のない場合であっても、「鉱泉浴場経営申告書」については、鉱泉浴場を経営する全ての方に必ず提出していただく必要があります。

(1) 新たに鉱泉浴場を経営しようとするとき

鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する日の前日までに「鉱泉浴場経営申告書」を提出してください。

なお、提出する際には、次の書類を添付してください。(入湯税を徴収していただく必要がある鉱泉浴場かどうかの確認に使用します。)

【添付書類】

- ・温泉利用許可書の写し
- ・公衆浴場営業許可書の写し（鉱泉浴場が公衆浴場である場合）
- ・旅館業営業許可書の写し（鉱泉浴場を備えたホテル、旅館又は簡易宿所である場合）
- ・温泉分析書の写し
- ・その他、施設の利用料金がわかる書類（パンフレットなど）

(2) 提出した申告書の内容に変更があったとき

経営されている方や施設の内容、利用料金、施設の休業又は廃止するなど、これまでに申告いただいた内容に変更があった場合には、直ちに「鉱泉浴場経営申告書」とその旨を証する参考資料を添付書類としてご提出ください。

12 帳簿記載及び保存（町税条例第150条）

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額などを帳簿に記載し、1年間保存してください。（町税条例では1年間としていますが、更正等が生じる場合や所得税及び法人税等の国税における規定に準じて、可能な限り5年間は保存していただきますようお願いいたします。）

なお、帳簿につきましては、必要事項が網羅されたものであれば、任意の様式（業務用帳簿等）でも構いません。

また、帳簿の保管については、紙媒体によらず、電磁的記録媒体によるものでも構いません。

13 帳簿記載の義務違反等に関する罪（町税条例第151条第1項）

帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、3万円以下の罰金刑の対象となりますので、適正な記載及び保管をお願いします。

14 実地調査（地方税法第701条の5）

入湯税の適正かつ公正な課税及び公平な税負担を図る観点から、入湯税に関する調査を行うことがあります。特に、入湯税の申告が長期間不申告となる特別徴収義務者に対しましては、厳格に対応させていただきますのでご注意ください。

調査に際しては、電話や文書などでお尋ねしたり、税務課職員が顔写真付きの「徴税吏員証」を携帯して直接現地にお伺いし、入湯税に関する資料（宿帳、帳簿等）の提示をお願いしたりすることがありますので、ご協力をお願いします。

なお、実地調査の場合は、事前に文書等で調査のご依頼をさせていただきます。

15 入湯税の使途と情報公開

越前町における入湯税の使途は、特別会計等を設けて事業を行う方式ではなく、毎年度決算時に該当事業へ充当する方式を採用しており、主に観光施設の整備等へ充当しています。

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
環境衛生施設の整備					
鉱泉源の保護管理施設					
消防施設等の整備					
消防活動に必要な設備の整備					
観光施設の整備	4,990	13,891	14,041	922	
観光振興 (観光施設の整備除く)	12,184			14,611	
合計	17,174	13,891	14,041	15,533	

※ 詳細につきましては、越前町公式ホームページで情報を公開しておりますので、ご確認ください。

鉱泉浴場経営申告書

令和 年 月 日

越前町長 様

特別徴収 義務者	住所(法人にあつてはその 主たる事業所の所在地)		
	氏名(法人にあつてはその 名称及び代表者の氏名)		個人番号・法人番号
名称及び 所在地等	名 称 又 は 屋 号		
	鉱泉浴場施設の所在地		
	電 話 番 号		

越前町税条例第149条の規定により、次のとおり申告します。

申告区分(右の該当する項目に○をつけてください)		経営開始	変更	休業	廃止
経営開始	経営開始年月日	令和	年	月	日
変 更	変 更 内 容				
	変 更 前				
	変 更 後				
	変 更 年 月 日	令和	年	月	日
休 業	休 業 期 間	令和	年	月	日から
	休 業 理 由	令和	年	月	日まで
廃 止	廃 止 年 月 日	令和	年	月	日

《入湯税帳簿様式》

入 湯 税 整 理 簿

(令和 年 月分)

(施設名：)

日	入湯客数 (人)	入湯料金 (円)	入湯税額 (円)	備 考	日	入湯客数 (人)	入湯料金 (円)	入湯税額 (円)	備 考
1					17				
2					18				
3					19				
4					20				
5					21				
6					22				
7					23				
8					24				
9					25				
10					26				
11					27				
12					28				
13					29				
14					30				
15					31				
16					月 合計				

登録番号

令和 年 月 分 入 湯 税 納 入 申 告 書

令和 年 月 日

越前町長 殿

特別徴収義務者

住所

名称

越前町税条例第 145 条第 3 項の規定により、下記のとおり入湯税の納入について
申告します。

営業の種類	公衆浴場並びに旅館業	称 号	
営業所在地		住 所	
		名 称	
課 税 標 準 ①		税 額 ①×150 円=②	

入 湯 税 納 入 明 細 書

日	課税標準 (人)	税 額 (円)	日	課税標準 (人)	税 額 (円)
			合計	①	②

備考

※課税標準＝課税対象となる入湯者の数

《入湯税納入書様式》

令和 年度入湯税納入書

特別徴収義務者	
住所 越前町	
氏名 殿	
令和 年 月分	
税 目	入 湯 税
課税標準	人
税 率	1 5 0 円
税 額	円
納 期 限	翌月 1 5 日限り
指定納付先	越前町会計管理者
上記のとおり納入します。	

※ 様式は、領収証と納入書の2枚複写となります。

17 入湯税に関するQ&A（よくある質問）

Q 1 入湯客1人1日につき150円の税率となっているが、1日の範囲はどのようになりますか。例えば、1泊2日の場合150円×2日の300円となるのでしょうか。

A 1 入湯税の税率は、1人1日につき150円と規定しています。
この場合の1日とは、チェックインから24時間をもって1日と計算します。
したがって、1泊2日の場合は、1日として計算するため、入湯税は150円となります。

Q 2 日帰り温泉施設をご利用された方から、浴場（お風呂場）は利用したけれど鉱泉（温泉）を使った浴槽には入っていないとの申出がありました。この場合、入湯税は課されますか。

A 2 入湯税は、温泉を使った浴槽の利用の有無にかかわらず、鉱泉浴場（温泉を使用した浴槽を備えた浴場）を利用された方に入湯税が課税されます。

Q 3 宿泊のお客様から、病気やけがなどのため入湯しなかったとの申出があった場合、課税対象となりますか。また、入湯しているかどうかの判断はどのようにすればよいですか。

A 3 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税されるものであるため、入湯していない場合は、入湯税を徴収することはできません。入湯税をあらかじめ預かっている場合には、清算の際に返金していただく必要があります。
この場合は、毎月申告していただく課税標準の数から除いてください。
入湯しているかどうかの判断については、社会通念から温泉施設等の利用者が鉱泉浴場に入湯しないとは考えにくく、実務的には、「入湯していない」という申し出があるか、特別徴収義務者が入湯していないことを確認できない限りは、入湯したものと推定して入湯税を徴収してください。

Q 4 法事や懇親会などで利用してもらう場合、料理のみを提供するお客様について入湯税は課税されますか。また、入湯を希望される方に別料金で入湯に必要な料金をいただいておりますが、この場合の取り扱いはどうなりますか。

A 4 食事のみで入湯がない場合には、課税対象となりません。
ただし、浴場を利用する方については課税の対象となります。事実上、自由に入湯できる場合や入湯に必要な料金が割引になっている場合での入湯された方については課税の対象となります。

Q 5 クーポンやクレジットカード等を利用して宿泊料を支払われたお客様の入湯税については、決済日に計上して申告することはできますか。また、連泊のお客様の入湯税については、精算日にまとめて計上することができますか。

A 5 クーポン券やクレジットカードを利用して宿泊料を支払われたお客様の入湯税については、宿泊日当日に計上するようお願いいたします。また、連泊のお客様の入湯税については、宿泊日毎に計上をお願いいたします。

Q 6 独自の優待券や割引券で入湯料金を取らない又は割り引いた場合に入湯税は課税されますか。

A 6 課税されます。入湯税は鉱泉浴場を利用した方にかかる税金になります。したがって、利用施設の料金とは別に納付していただく必要があります。

また、入湯税は本来、鉱泉浴場に入湯された方に課税するものですが、地方公共団体の徴収金である入湯税は、地方税法第20条の6第1項の規定により、その納税者又は、特別徴収義務者のために第3者が納付し、又は納入することが出来るものとされています。

贈答品等として入湯無料券や宿泊招待券を贈られた方が実際に入湯される方に代わって鉱泉浴場に納付する、あるいは、鉱泉浴場が記念等として顧客に贈答した入浴無料券について、顧客に代わり入湯税を納入することも可能ですが、いずれの場合でも、入湯無料券の使用に際しては、入湯料金が無料になっても入湯税は課税免除とはならないのでご注意ください。

Q 7 入湯税を申告しなかったり、納入しなかった場合は、どうなりますか。

A 7 法律及び条例の規定により、特別徴収義務者は、毎月15日までに前月分の課税標準(人)、税額その他必要事項を記載した「入湯税納入申告書」を提出するとともに、前月中に徴収すべき入湯税を納入しなければならないと示されています。

期限までに申告しなかったり、過少な申告をした場合には、加算金が課されることがあります。また、納期限までに納入しない場合は、未納付の税額のほかに延滞金を納めていただくことがあります。

期限までに申告されず、再三の申告指導にも応じない場合は、実地調査により入湯税を決定する行政処分を受けることとなります。この調査による質問検査を拒否及び妨害することは、法律上罰則を受けることとなります。

また、納期限までに納入されず、督促されてもなお完納されない場合は、他の特別徴収義務者との公平性の観点から、財産の差押え等の滞納処分を行うこととなりますので、ご注意いただき適正な申告と納入をお願いします。

18 参考資料

越前町税条例（抜粋）

第1節 入湯税

（入湯税の納税義務者等）

第141条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第142条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

（入湯税の税率）

第143条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円とする。

(入湯税の徴収の方法)

第144条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(入湯税の特別徴収の手続)

第145条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

- 2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。
- 3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を町長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。

第146条及び第147条 削除

(入湯税に係る不足金額等の納入の手続)

第148条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）
（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
- (2) 鉱泉浴場施設の所在地
- (3) 前2号に掲げるものを除くほか、町長において必要と認める事項

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第150条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

- 2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)

第151条 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の罰金刑を科する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第4章 目的税

第4節 入湯税

（入湯税）

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

（入湯税の税率）

第701条の2 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円を標準とするものとする。

（入湯税の徴収の方法）

第701条の3 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

（入湯税の特別徴収の手続）

第701条の4 入湯税を特別徴収によって徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

- 2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。
- 3 前項の規定によって納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。
- 4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

（徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権）

第701条の5 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第1号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第1項第1号及び第2号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

- (1) 特別徴収義務者
 - (2) 納税義務者又は納税義務があると認められる者
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの
- 2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第1項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。
- 4 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第1項の規定にかかわらず、第701条の18第6項の定めるところによる。
- 5 第1項又は第3項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

第701条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - (2) 前条第1項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者
 - (3) 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(入湯税の脱税に関する罪)

第701条の7 第701条の4第2項の規定によって徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかった特別徴収義務者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の納入しなかった金額が100万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、100万円を超える額でその納入しなかった金額に相当する額以下の額とすることができる。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。
- 4 前項の規定により第1項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第701条の8 削除

(入湯税に係る更正及び決定)

第701条の9 市町村長は、第701条の4第2項の規定による納入申告書の提出があった場合において、当該納入申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

- 2 市町村長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかった場合においては、その調査によって、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。
- 3 市町村長は、前2項の規定によって更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によって、過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。
- 4 市町村長は、前3項の規定によって更正し、又は決定した場合においては、遅滞な

く、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(入湯税に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

第 701 条の 10 市町村の徴税吏員は、前条第 1 項から第 3 項までの規定による更正又は決定があった場合において、不足金額（更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以下入湯税について同じ。）があるときは、同条第 4 項の通知をした日から 1 月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に第 701 条の 4 第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下入湯税について同じ。）の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、特別徴収義務者が前条第 1 項又は第 2 項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金)

第 701 条の 11 入湯税の特別徴収義務者は、第 701 条の 4 第 2 項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

2 市町村長は、特別徴収義務者が第 701 条の 4 第 2 項の納期限までに納入金を納入しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第 701 条の 12 納入申告書の提出期限までにその提出があった場合（納入申告書の提出期限後にその提出があった場合において、次項ただし書又は第 7 項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第 701 条の 9 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があったときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあったことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があった場合には、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあったことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があったときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があった場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と 50 万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に 100 分の 5 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に100分の15の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。
 - (1) 納入申告書の提出期限後にその提出があった場合又は第701条の9第2項の規定による決定があった場合
 - (2) 納入申告書の提出期限後にその提出があった後において第701条の9第1項又は第3項の規定による更正があった場合
 - (3) 第701条の9第2項の規定による決定があった後において同条第3項の規定による更正があった場合
- 3 前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第七項の規定の適用がある場合を除く。）において、前項に規定する納入すべき税額（同項第2号又は第3号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があったときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が50万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第2項の規定に該当する場合（同項ただし書若しくは第7項の規定の適用がある場合又は納入申告書の提出期限後にその提出があった場合においてその提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときを除く。）において、納入申告書の提出期限後のその提出又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金（納入申告書の提出期限後にその提出があった場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときに徴収されたものを除く。）又は重加算金（次条第3項において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあるときは、第2項に規定する不申告加算金額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第2項に規定する納入すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 5 納入申告書の提出期限後にその提出があった場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第2項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。
- 6 市町村長は、第1項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第2項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。
- 7 第2項の規定は、第5項の規定に該当する納入申告書の提出があった場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があったと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出

期限から1月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

(入湯税に係る納入金の重加算金)

- 第701条の13 前条第1項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。
- 2 前条第2項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に100分の40の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。
- 3 前2項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金等を徴収されたことがあるときは、前2項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第1項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 市町村長は、前2項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第5項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。
- 5 市町村長は、第1項又は第2項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

第701条の14 削除

第701条の15 削除

(入湯税に係る督促)

- 第701条の16 特別徴収義務者が納期限（更正又は決定があった場合においては、不足金額の納期限をいう。以下入湯税について同じ。）までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。
- 2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(入湯税に係る督促手数料)

第701条の17 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによって、手数料を徴収することができる。

(入湯税に係る滞納処分)

第 701 条の 18 入湯税に係る滞納者が次の各号の(1)に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該入湯税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

- (1) 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- (2) 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第 2 次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第 1 号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。

3 入湯税に係る地方団体の徴収金の納期限後第 1 項第 1 号に規定する 10 日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第 13 条の 2 第 1 項各号の(1)に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直にその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（破産法第 114 条第 1 号に掲げる請求権に係る入湯税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る入湯税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第 1 項から第 3 項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第 86 条第 1 項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他入湯税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

(入湯税に係る滞納処分に関する罪)

第 701 条の 19 入湯税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、3 年以下の懲役若しくは 250 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者の財産を占有する第 3 者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知って前 2 項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第 3 者の相手方となった者は、2 年以下の懲役若しくは 150 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前 3 項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第 701 条の 20 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 701 条の 18 第 6 項の場合において、国税徴収法第 141 条の規定の例によって行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

(2) 第 701 条の 18 第 6 項の場合において、国税徴収法第 141 条の規定の例によって

行う市町村の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第 701 条の 21 第 701 条の 18 第 6 項の場合において、国税徴収法第 99 条の 2 (同法第 109 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 701 条の 22 から第 701 条の 29 まで 削除

第3章の3 入湯税

（徴税吏員の入湯税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第56条の11 市町村の徴税吏員は、法第701条の5第3項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 市町村の徴税吏員は、法第701条の5第3項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなったときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（法第701条の12第7項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があったと認められる場合）

第56条の12 法第701条の12第7項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があったと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

（1）法第701条の12第7項に規定する納入申告書の提出があった日の前日から起算して1年前の日までの間に、入湯税について、同条第2項第1号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であって、同条第7項の規定の適用を受けていないとき。

（2）前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納入されていた場合

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納入すべき税額に係る法第701条の4第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）

ロ 市町村長が当該納入申告書に係る納入について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該納入申告書の提出があった日

（入湯税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第56条の13 法第701条の13第1項又は第3項（同条第1項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第701条の13第1項又は第3項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第1項又は第3項に規定する不足金額に相当する金額を、法第701条の12第1項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

お問い合わせ先・申告書の提出先

〒916-0192

福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1

越前町役場 税務課 入湯税係

TEL : 0778-34-8709 (直通) fax : 0778-34-1235

<http://www.town.echizen.fukui.jp>

E-mail zeimu@town.echizen.lg.jp